

再発防止策の取組状況

〔 公共事業等事務費適正化
及び いわゆる裏金問題 〕

平成21年3月3日

I 公共事業等事務費適正化

1 年度区分等の適正化

再 発 防 止 策	具体的対策	実施時期
<p>1 予算執行に関する改善</p> <p>①事務費の年間執行計画の策定</p> <p>②事務費予算の早期配当</p> <p>③繰越・債務負担行為の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初「年間事務費執行計画」を策定し、定期的（四半期ごと）に点検 ・「広域振興局予算調整会議（仮称）」による早期配当とともに、PDCAサイクルによる進行管理を徹底 ・翌年度の需要に備える「繰越」、年度当初に必要な物品調達のための「債務負担行為」の設定等を検討 	<p>平21年4月～実施 （事前調整会議を開催済）</p> <p>平20年度2月補正からの適用を検討</p>
<p>2 物品調達事務の改善</p> <p>①納品書添付の義務付けと受注業者への納入事実確認</p> <p>②物品調達システムの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「支出に関する添付書類」として納品書の添付を制度化 ・零細受注業者に配慮をした上で、「物品調達システム」による取扱品目の拡大 	<p>平20年12月19日付け通知により制度化（12月24日以後に納品されるものに適用）</p> <p>平21年1月～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者登録の促進（随時受付） ・単価契約対象品目の拡大に向けた需要量調査の実施
<p>3 意識改革と知識の向上</p> <p>①使い切り意識をなくす仕組みづくり</p> <p>②職員研修の強化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費執行の平準化、繰越、債務負担行為の弾力的運用の検討（再掲） ・「公金意識」を高める研修等の実施 ・「無駄を省く取組」優良事例紹介 ・会計事務に係る「簡便な手引」の作成 	<p>「1 予算執行に関する改善」に同じ</p> <p>平21年4月～実施 （研修計画等を検討中）</p> <p>平21年度～実施</p> <p>平21年1月～作成、配付済み</p>

再 発 防 止 策	具体的対策	実施時期
<p>4 補助制度の運用上の対応</p> <p>①補助金の減額変更等の弾力的な運用</p> <p>②交付決定事務の迅速化</p> <p>③事務費の使途基準の拡大</p>	<p>【国への提案・要望】</p> <p>【国への提案・要望】</p> <p>【国への提案・要望】</p>	<p>他府県と連携した国への要望を調整中</p>
<p>5 透明性の確保</p> <p>①情報公開の促進</p>	<p>・「年間事務費執行計画」と月別の執行状況等をホームページで公開</p>	<p>平21年4月～実施 (掲載内容を検討中)</p>
<p>6 財務会計執行体制の強化</p> <p>①管理職員による財務会計執行体制の強化</p> <p>②組織体制のあり方の検討</p> <p>③財務指導職員の設置</p> <p>④確認・検査の強化</p>	<p>・管理職員が財務会計事務の重要性を理解し公金意識を高めるための管理職研修等を実施し、一層の意識改革を図る。</p> <p>・今後の組織体制のあり方等を検討するための「財務会計あり方検討会議(仮称)」を設け、経理業務や契約事務の集約化、各部局の事務費の集中化、出納機関による牽制機能の強化、自律的・自浄的な内部統制の仕組みづくりなど、組織体制のあり方を検討</p> <p>・財務会計制度全般について指導・助言に当たる「財務指導員」を設置</p> <p>・出納員自身による会計事務処理状況の再確認の取組や本庁職員が行う「査察的検査」など確認・検査の充実強化を図る</p>	<p>平21年4月～実施 (部局長会議等で徹底済み、研修計画等検討中)</p> <p>平21年3月、「財務会計改革委員会」設置</p> <p>平21年4月～「財務指導員」設置予定</p> <p>平20年度～試行実施 平21年4月～本格実施 (実施方法の改善を検討中)</p>

2 補助・単独の区分経理の明確化

再発防止策	具体的対策	実施時期
<p>1 補助制度の運用上の対応</p> <p>① 地方の裁量による柔軟な事務費の執行</p> <p>② 事務費の使途基準の拡大</p> <p>③ 職員の補助制度に対する理解の促進</p> <p>④ 補助対象外経費の府費による予算措置</p>	<p>【国への提案・要望】</p> <p>【国への提案・要望】</p> <p>・補助事業に関する研修等を強化し、制度の周知</p> <p>・経費節減に努めることを前提として、補助対象外と考えられる経費については、必要な範囲内で府単費により予算措置。</p>	<p>他府県と連携した国への要望を調整中</p> <p>平21年1月～説明会等の開催</p> <p>平20年度2月補正～予算措置の予定</p>
<p>2 補助金事務の執行上の対応</p> <p>① 旅行命令等の補助・単独の明確化</p> <p>② 旅費システムによる区分経理</p> <p>③ 統合財務システムによる区分経理</p>	<p>・出張用務の補助・単独別を明確にし、補助と単独の複数用務で出張する場合は、補助事業の用務内容を「旅行命令」等に明記を周知</p> <p>・補助事業の範囲を示し、適切なシステム入力の指導</p> <p>・システムの機能的な付加も検討</p> <p>・補助事業と単独事業が混在する「事項」にあっては「事業別」に細分化するなど、システムの機能を十分活用</p>	<p>平20年度執行分について</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助・単独区分の再確認を実施済 補助事業の用務内容の明記を周知徹底済 <p>国庫補助用務一覧の作成等により職員へ説明済</p> <p>早急に検討を行い、可能なものから実施</p> <p>平21年度当初予算～事項を組替</p>

Ⅱ いわゆる裏金問題

再 発 防 止 策	具体的対策	実施時期
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">1 会計事務・予算執行等の適正化</div> <p>①会計事務等の見直し</p> <p>ア物品調達事務の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○納品書添付の義務付けと受注業者への納入事実確認 ○物品調達システムの活用 <p>イ「使い切り予算」の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間執行計画の策定 ○事務費執行予算の早期配当 ○使い切り意識をなくす仕組みづくり ○繰越・債務負担行為の活用 <p>ウ適正な会計事務の執行と職場の実態を踏まえた会計制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正な会計事務の執行 ○職場の実態を踏まえた会計制度の運用 	<p>「公共事業等事務費適正化」に同じ</p>	<p>平21年2月2日付け通知済み</p> <p>法的な整理を含め検討中</p>

再 発 防 止 策	具体的対策	実施時期
<p>②点検・検査体制の強化</p> <p>ア所属における自主点検の強化（「事務の棚卸し」）</p> <p>イ財務指導職員の設置</p> <p>ウ査察的検査の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、所属長が会計事務の自主点検を実施 ・会計公所は出納員自身が会計事務処理状況の再確認を行う ・所属長の異動時に金庫内チェック等を行い、保管物リストを引き継ぐ <p>「公共事業等事務費適正化」に同じ</p>	<p>平21年4月～実施 （実施方法等を検討中）</p>
<p>2 部課長報償費の見直し</p> <p>ア支出基準の明確化</p> <p>イ予算措置の適正化</p> <p>ウ積極的な情報公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部局長等交際費に改めた上で、全庁統一の支出基準の策定 ・当面、約 1 / 3 に減額した上、必要な経費を予算計上 ・執行状況を京都府のホームページで公開 	<p>平21年2月、「部局長等交際費支出基準」を策定済</p> <p>平21年度当初予算～計上</p> <p>平21年4月～実施</p>

再 発 防 止 策	具体的対策	実施時期
<p>3 コンプライアンスの向上</p> <p>ア 職員研修の充実・強化</p> <p>イ 地域活動等への積極的参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる職員研修にコンプライアンス向上メニューを盛り込む ・管理職員に対しては、コンプライアンスに係る誓約書提出を義務付け ・公金を大切に扱う「府民第一」の意識を徹底するための地域活動等への職員の積極的な参加を奨励 	<p>平21年4月～実施 (研修計画等を検討中)</p> <p>平21年1月～順次実施中</p>
<p>4 再発防止策の点検と見直し</p> <p>○点検・見直しを行う組織の常設化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の取組状況をモニタリングするとともに、効果の検証、対策の点検・見直しを検討する組織を設置 	<p>平21年3月 「財務会計改革委員会」設置</p>

＜参 考＞

平成19年度決算認定議案に対する附帯決議

「国庫補助金の不適正経理問題」及び「いわゆる裏金問題」に係る再発防止策の具体化に当たっては、以下の点を十分に踏まえること。

- 1 再発防止策の徹底に当たっては、職員は公務員の原点である「府民の奉仕者」としての自覚を持ち、納税者の視点に立って適正、厳格かつ効果的・効率的な執行に当たること。

また、再発防止の取組が一過性のものに終わらないよう、職員の意識改革はもとより、継続的な点検・見直しを行う仕組みを作る一方、現場での業務実態を十分踏まえ、職員に対して過大な事務負担を強いることや職員が過度に萎縮することがないように配慮すること。

- 2 国庫補助金の返還や裏金問題の補填に当たっては、行政サービスの低下を招くことがないようにするとともに、今後、予算不足を原因とする不適切な会計処理を引き起こさないよう、当初予算において適正な水準の事務費を確保し、必要に応じて年度途中においても予算の補正を行うこと。

- 3 国庫補助制度については、地方分権時代にふさわしい仕組みとするため、地方の裁量が生かせる「交付金化」を国に求めるとともに、実現までの間においては、補助金の減額変更や交付決定事務の迅速化など、弾力的な運用が可能となるよう、強く国に求めること。